

岩手県告示第375号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和2年6月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
一関市	当該市町村で定める場所	令和2年7月6日（午後）から同月10日（午前）まで及び同月13日（午後）から同月17日（午前）まで
金ヶ崎町	”	令和2年7月20日
住田町	”	令和2年7月27日（午後）及び同月28日（午前）
平泉町	”	令和2年7月29日
陸前高田市	”	令和2年8月3日（午後）から同月7日（午前）まで
奥州市	”	令和2年8月17日（午後）から同月21日（午前）まで、同月25日（午後）から同月27日まで及び同年9月1日（午後）から同月3日まで
大船渡市	”	令和2年9月7日（午後）から同月11日まで
大槌町	”	令和2年10月1日（午後）及び同月2日（午前）
北上市	”	令和2年10月12日（午後）から同月15日まで
西和賀町	”	令和2年10月22日（午後）及び同月23日（午前）
花巻市	”	令和2年11月10日から同月12日まで及び同月17日から同月20日まで

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター